平成２５年（フ）第３９３１号
大阪府八尾市太子堂１丁目１番30号
破産者　株式会社丸忠商事
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２４５号
大阪府池田市鉢塚３丁目14番９―306号
破産者　有限会社木村畳店
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第1号
兵庫県洲本市栄町１丁目１番４号
破産者　株式会社横道建設
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第６３４号
広島県東広島市黒瀬町兼広533番地の29
破産者　株式会社ボン・アキュール
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２５号
大分県別府市上原町８番18号
破産者　有限会社丸竹水産
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５６号
青森市緑１丁目５番１号、商業登記簿上の住所青森市大字古館字大柳88番地１
破産者　ＫＳＣ株式会社
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
茨城県坂東市沓掛2444番地10
破産者　株式会社松田工業
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２８２号
群馬県渋川市北橘町真壁328番地の１
破産者　小林製工建設有限会社
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２８３号
群馬県渋川市北橘町真壁328番地１
破産者　小林　真典
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２５００号
横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目36番26―602号
破産者　株式会社Ｊ．Ｔ．Ｃ
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７２２号
横浜市都筑区中川中央１丁目33番３号
破産者　株式会社ツインホーム
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５３号
岐阜県各務原市須衛町７丁目96番地１
破産者　日東木材株式会社
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１８号
富山県黒部市中陣622番地
破産者　丸田　秀澄
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第１６９７号
札幌市西区八軒１条西１丁目１番20―501号
破産者　堀田　　坦
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６８６号
埼玉県草加市青柳６丁目22番８―104号、開始決定時の住所埼玉県吉川市大字保666番地１　レーベンハイム吉川グランスクエア203
破産者　大木　茂明
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２１９号
埼玉県春日部市西金野井64番地23　ＳＴＥＰＩ104
破産者　関根　佳裕
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３８３号
神奈川県横浜市旭区善部町56番地31、開始決定時の住所千葉県松戸市大谷口356番地の43
破産者　福戸　笑子
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３８８号
埼玉県春日部市粕壁東５丁目18番45号
破産者　山田　　恵
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
山梨県南アルプス市下宮地155番地　甲西住宅９
破産者　佐久間信一
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
山梨県甲府市湯村３丁目23番Ｄ―408号、破産手続開始決定時の住所山梨県甲府市和戸町404番地４
破産者　飯嶋　益男
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４２号
山梨県甲斐市中下条1816番地５
破産者　遠藤　和惠
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係